

令和7年3月21日

号外

岡山県公報

発行 岡山県



【条例】		目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
○	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総務学事課	○	岡山県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例	人権・男女共同参画課
○	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例	人事課	○	岡山県環境保健センター条例の一部を改正する条例	環境企画課
○	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	人事課	○	墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	ク
○	岡山県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	ク	○	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例の一部を改正する条例	ク
○	岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	ク	○	岡山県環境文化関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	脱炭素社会推進課
○	岡山県職員等定数条例の一部を改正する条例	ク	○	岡山県立美術館条例の一部を改正する条例	自然環境課
○	岡山県税条例の一部を改正する条例	税務課	○	岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例	文化振興課
○	岡山県ボランティア・NPO活動支援セントラル条例の一部を改正する条例	中山間・地域振興課	○	岡山武道館条例の一部を改正する条例	スポーツ振興課
○	岡山県県土保全条例の一部を改正する条例	税務課	○	岡山県津山体育館条例の一部を改正する条例	ク
○	岡山県岡山国際交流センター条例の一部を改正する条例	中山間・地域振興課	○	岡山県美作ラグビー・サッカー場条例の一部を改正する条例	ク
○	岡山県津山陸上競技場条例の一部を改正する条例	税務課	○	岡山県備前テニスセンター条例の一部を改正する条例	ク

担当課（室）	目 次												
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県笠岡陸上競技場条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例 ○ 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県動物の愛護及び管理条例の一部を改正する条例 ○ 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例 ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼稚園連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 ○ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 ○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業 												
指導監査課	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">医薬安全課</td><td style="width: 25%;">健康推進課</td><td style="width: 25%;">生活衛生課</td><td style="width: 25%;">医療推進課</td></tr> <tr> <td>ク</td><td>ク</td><td>ク</td><td>ク</td></tr> <tr> <td>ク</td><td>ク</td><td>ク</td><td>ク</td></tr> </table>	医薬安全課	健康推進課	生活衛生課	医療推進課	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
医薬安全課	健康推進課	生活衛生課	医療推進課										
ク	ク	ク	ク										
ク	ク	ク	ク										
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例 												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">ク</td><td style="width: 25%;">ク</td><td style="width: 25%;">ク</td><td style="width: 25%;">ク</td></tr> </table>	ク	ク	ク	ク								
ク	ク	ク	ク										

岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

岡山県精神保健福祉センター条例（昭和四十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の規定」を「及び第八十六条第二項第一号（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十七条第一項及び第七十六条第二項第一号の規定による厚生労働大臣が定める基準」に改め、同条第二項第一号中「千三十円」を「千五十円」に改め、同項第二号中「四千八百円」を「四千九百十円」に改め、同項第三号中「千七百七十円」を「千八百十円」に改め、同項第四号中「八百七十円」を「八百九十円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~  
岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 岡山県条例第二十八号

#### 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

岡山県健康づくりセンター条例（平成九年岡山県条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の一の表健康診断部門の項中「二九、九〇〇円」を「四一、一〇〇円」に改め、同表健康増進部門の項中「一、一七〇円」を「一、三一〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇七〇円」に、「七、九八〇円」を「八、一三〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同表スポーツ医学部門の項中「八、〇〇〇円」を「八、一五〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表学習部門の項中「二、八一〇円」を「二、九三〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表研修部門の項中「一三、〇五〇円」を「一三、四四〇円」に、「四、二五〇円」を「四、四八〇円」に、「一、一八〇円」を「一、一七〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、〇九〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六六〇円」に、「一、一九〇円」を「一、一一〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一四五、八〇〇円」に、同表設備の項中「六〇〇円」を「六三〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~  
公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第十九号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」を「大腸菌」に改める。

一 公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号）第七条第二号ハ

二 旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）第四条第四号タ

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~  
岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

## 岡山県条例第三十号

### 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年岡山県条例第一十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「一頭又は一匹につき一千円の範囲内で規則で」を「次の各号に掲げる犬又は猫の区分に応じ、それぞれ当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 生後九十一日以上の犬又は猫 一頭又は一匹につき一千二十円

二 生後九十一日未満の犬又は猫 五頭又は五匹までにつき千十円（五頭又は五匹を超える場合にあつては、千十円に五頭又は五匹を超える部分が五頭又は五匹までごとに千十円を加算した額）

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~  
岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県条例第三十一号

岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例

岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「五千九百円」を「五千一百六十円」に改め、同項第二号中「一万五千九百七十円」を「一万六千五百円」に改め、同項第三号及び第四号中「一千九百七十円」を「一千七百円」に改め、同項第五号中「五千七百二十円」を「五千九百十円」に改め、同項第六号及び第七号中「二千五十円」を「二千百五十円」に改める。

附 則

- 岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
　　食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- 岡山県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例について
　　岡山県精神保健福祉センターにおける診断書等の交付事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改める等所要の改正を行うものである。

- 岡山県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例について
　　岡山県健康づくりセンターの円滑な管理運営を図るため、検査等の利用料金の基準額を適正な額に改めるものである。

- 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例について
　　公衆浴場及び旅館業の営業の施設における一層の衛生の維持及び確保を図るため、これらの入浴設備の浴槽水の水質の基準を改めるものである。

- 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
　　犬又は猫の引取りに係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を定めるものである。

- 岡山県ふぐ処理等規制条例の一部を改正する条例について
　　ふぐ処理師の免許等に係る事務の円滑な遂行を図るため、当該事務に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について
　　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第一項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園の施設設備の基準を改めるものである。

- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
　　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童福祉施設の職員等の基準を改めるものである。